

令和元年度 事業報告書

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

1 事業実施の成果

消費者契約法の第 2 次改正が 2019 年 6 月 15 日に施行、消費者契約法は第 3 次改定案の検討に入っています。また 2020 年 4 月 1 日から改正民法が順次施行され、判例等で認められてきた民事ルールが明文化されました。2022 年には成年年齢引き下げが予定され、消費者問題の若年化が懸念され対策が急務です。

適格消費者団体は、昨年 6 月に、消費者市民サポートちば、とちぎ消費者リンクが認定を受け全国 21 団体となりました。しかし今年 2 月末から新型コロナウィルス感染が全国に拡大し、地域経済へ深刻な影響を与えています。2・3 月開催予定の委託事業見守り力アップ講座 3 講座と、全国適格消費者団体連絡協議会が中止となりました。また、2020 年度の岡山県見守り力アップ講座事業委託契約が保留となり、早い沈静化を願うのみです。新型コロナ関連の消費者被害情報にも注意が必要です。

依然として消費者行政をめぐる状況は厳しく、6 月に岡山県議会に「地方消費者行政の充実支援を求める意見書提出」を求める陳情を実施しました。

2019 年度は、27 事業者に対し、問合せ・照会 5 件、申入れ 19 件、差止請求 3 件を行いました。そのうち栄養補助食品販売事業者(株)インシップに対して、2 月に景表法違反で岡山地方裁判所に提訴しました、当団体 2 件目の訴訟です。受け付けた情報提供は、昨年度 31 件から 36 件に増えました。

啓発活動では、ワークショップを開催し 2 月におかやまコープ向けと岡山市公民館職員向けに適格消費者団体の活動を知らせました。次年度の活動につなげるフォローアップが課題です。岡山市から消費者教育担い手育成事業を受託、企画運営を行い、新たなつながりができました。11 月には「消費者裁判特例法の学習会」で消費者支援機構関西の島川勝弁護士に話を聞き、被害回復訴訟ができる特定適格消費者団体を目指す上で課題が明確になりました。3 年目の岡山県委託事業「見守り力アップ講座」では 14 会場 438 名に講座を実施し、最新の消費者被害事例や見守り活動のポイントなどの啓発を行いました。

岡山県・県消費生活センターとの定期協議の実施や、県内 10 消費生活センターを訪問、香川県消費生活担当課訪問などを行い、行政とのつながりも徐々

に出来て、岡山県消費生活センター主催の消費者問題情報交換会に初めて参加をしました。次年度以降への活動布石を少しづつ実行できた一年で財政の黒字化ができました。一方事案検討委員会や、消費者活動のマンパワーの不足が課題です。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

不特定多数の消費者の利益擁護を図るための活動に係る業務

業務名	業務内容の詳細	実施日時	実施場所	従業者的人数	受益対象者の範囲 人数	支出額 (単位：千円)
1. 各種消費者問題の調査・研究・救済・支援事業	①常設の相談窓口の設置 事務所に訪問 4 件、電話 20 件、メール 12 件、合計 36 件の情報提供を受けた。健康食品サプリの定期購入、情報商材、建物賃貸借契約など年間 36 件対応した。	4/1～3/31	事務所	事務局 3 名	36 名 不特定多數	支出 180
	②消費者庁が特定商取引法に関する業務停止命令を出した(株)WILL・ワールドイノベーションラボオールに対する情報提供を呼び掛ける活動を全国の特定適格・適格消費者団体と連携して行い、1 件問い合わせがあった。	11/12～ 12/12	事務所	事務局 3 名	不特定多數	

	③「若者の消費者契約トラブル 110 番」をスマイル基金の助成を受けて、実験的に携帯電話とメール受付を行った。HP, FB, チラシ、新聞等で広報を行ったがメール 2 件の受付となった。	12/10 ~ 12/14	事務所	検討委員 5 名	2名	
	④国民生活センターから、急増指標に基づく情報提供を毎月受けた。差止請求事案に関連し、4 件の事業者関連の情報請求を行った。	毎月 随時	事務所	検討委員 9 名 オブザーバー 6 名 事務局 3 名	不特定多數	
2. 各種消費者問題に関する制度改善等の提言事業	① 「地方消費者行政に対する国の財政措置に係る意見書」の提出を求める陳情書を提出了。	6/12	岡山県議会	3名	不特定多數	支出 0
	②岡山市消費者教育推進地域協議会に事務局長が委員として参加しました。	2/6	岡山市役所	1名		
	③個人情報保護委員会「個人情報保護法に関するタウンミーティング(岡山市)」に参加した	9/12	オルガ会議室	2名		
3. 各種消費者問題に関する啓発事業	①平成 31 年度見守り力アップ講座の開催 岡山県委託事業 多発する高齢者の消費者被害の未然防止や早期発見など地域の見守り活動の推進に向けて、地域で見守り活動を進める方や福祉事業関係者の方を対象に「見守り力アップ講座」に取り組んだ。講師は消費	5/22、10/7 10/16 10/28 11/14 11/15	岡山県内各地 14 会場	のべ 42 名 (1 会場 3 名)	438 名	支出 4,241

	<p>者ネットおかやまの専門家で実施した。新型コロナウィルス感染拡大の影響で、2・3月に予定していた3講座が中止となった。</p>	12/1、12/13 2/3、2/5、 2/13 2/21				
	<p>②岡山市消費者教育担い手育成事業：消費生活マイスター講座、レベルアップ講座を企画運営実施 岡山市事業を受託し、12講座の企画運営を行いました。</p> <p>1/17・消費者問題の歴史と消費者行政 ～消費者市民社会の構築に向けて～ 河田 英正 理事長・弁護士 ・商品サービスの品質と安全確保～事故調査の事例より 折田 裕俊 製品評価技術基盤機構(NITE)</p> <p>1/24 ・消費者のための法律知識 契約の「基礎」とトラブル解決 河端 武史 検討委員会委員長・弁護士 ・消費生活のきほん① 科学的に食品と健康を考える 平松 智子 岡山県立大学准教授</p> <p>1/31 ・消費生活のきほん② 社会保険と福祉の基礎知識 山田 加寿子 社会保険労務士 ・消費生活のきほん③ 広告・表示のルールとチェックポイント 武田 典子 日本広告審査機構(JARO)</p>	1/17 1/24 1/31 2/7 2/14 2/21 2/26	岡山県きらめきプラザ	のべ 23名 延べ 135名		

	<p>2/7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活のきほん④ 金融・保険のポイントとリスク 磯邊 崇 行政書士・ファイナンシャルプランナー ・消費生活のきほん⑤ 情報通信・スマホを賢く使う トラブル事例と解決方法 <p style="text-align: right;">原田 由里 ECネットワーク</p> <p>2/14</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育に関する基礎知識 消費者教育の考え方 ・伝える技術と手法 <p style="text-align: right;">矢吹 香月 岡山県消費者教育コーディネーター</p> <p>2/21 ・グループ学習。発表</p> <p>2/26</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の消費者被害の実例、民法・消費者契約法の改正と消費者問題解決について <p style="text-align: right;">片岡 靖隆 検討委員・弁護士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者市民を育てるこどものまち：岡山での実践 体験的消費者教育キッズタウン <p style="text-align: right;">小田 奈緒美 就実短期大学講師</p>			
③適格消費者団体ワークショップの開催 「消費者ネットおかやまって何をやっているの???」 と題しておかやまニープ組合員活動委員向けのワークショップを開催し、適格消費者団体の活動と若者の消費者被害、2022年成年年齢引下げについての啓発を行った。	2020/2/5	オルガ会議室	3名	15名

④岡山市公民館振興室職員向けに、「成年年齢引き下げに伴う消費者被害の防止について」のワークショップを行い、参加者にグループワークをして頂いた。	2/18	西川あいプラザ	1名	38名
⑤岡山市課題解決ワークショップに参加し、「成年年齢引き下げで若者に消費者被害が増加する問題」の課題解決を、岡山市公民館、岡山市ESD・市民協働推進センター・岡山南高校・就実短期大学の協力を得ながら、道筋を探った。実行は翌年度に持ち越したが、福武教育文化財団から助成金を得ることができた。	6/11 8/30 12/3	岡山市役所 〃 岡輝公民館	1名 1名	不特定多数
⑥消費者月間講演会の開催 県消費生活センター山下所長より平成30年度相談件数やその特徴などの報告、全国ジャパンライフ被害対策弁護団連絡会団長の石戸谷豊弁護士に依頼し「高齢者の消費者被害と改正消費者契約法」と題して講演を行った。	6/1	オルガホール	理事13名 監事3名 事務局3名	72名
⑦学習会「特定適格消費者団体の展望と課題～具体的な事例を交えて～」の開催 講師：島川勝弁護士 消費者支援機構関西被害回復検討委員長 消費者裁判特例法について、消費者被害回復の実現が制度趣旨で	11/12	オルガ会議室	事務局3名	13名

	あること、特定適格消費者団体の認定を受ける条件や実際の活動の制度的制約、手続き費用面の困難性などを学んだ。				
	⑧消費者被害撲滅キャンペーンに参加 岡山県が主催する消費者被害撲滅キャンペーンが開催され、消費者ネットおかやまから3名が参加し、県職員とともに消費者被害や消費生活センターのアンケートを実施し、コットンバッグを配つて消費者被害撲滅をアピールした。	5/19	岡山ティーライトス タジアム	3名	不特定多 数
4. 各種消 費者問題 に関する 広報・出 版・情報提 供事業	①「ニュースレター」の発行 No. 47 No. 48 No. 49 No. 50	4/16 7/19 10/11 1/27	事務所 各 200 部	5名	不特定多 数
	② ホームページの活用 被害注意喚起情報、ニュースレター、差止請求・申入・照会活動等の情報提供。	随時	事務所	2名	支出 249
	③フェイスブックの活用 活動の広報、新型コロナウィルス便乗した悪質商法の注意喚起などを行なった。	随時	弁護士法人ゆ ずりは新見法 律事務所	3名	
	④ 「現代 消費者法(東奔西走)」誌への寄稿 特定適格の認定に向けて	2019. 6 月号	「現代 消費 者法」民事法 研究会発行	1名	
	⑤「日本消費経済新聞」誌への寄稿 理事長 年頭所感	2020. 1. 1 号	「日本消費経 済新聞」日本	1名	

			消費経済新聞 社			
5. 他の消 費者団体・ 関係諸機 関とのネ ットワー ク事業	<p>①第 27 回適格消費者団体連絡協議会(東京開催)に参加。消費者庁か らの報告、全国の適格消費者団体の取り組みに学び、情報交換を行 った。</p> <p>3/14. 15 適格消費者団体連絡協議会(佐賀開催)は新型コロナウイル ス感染拡大の影響で中止となつた。</p> <p>②岡山県、岡山県消費生活センターとの定期協議を年 2 回行い、情 報交換を定期的に行う中で、相互理解を図り、 消費者利益の向上に向けて連携を模索した。</p>	9/7, 8	高輪国民生活 センター	4 名	適格団体 21、適格を 目指す團 体 11	支出 122
		10/9 2/26	きらめきプラ ザ会議室	理事 4 名 事務局 1 名	不特定多 数	

	<p>③県内の消費生活センターを訪問し、相談受付状況の情報収集と消費者被害の情報提供の要請など、懇談を行った。</p> <p>香川県では、消費者行政担当課と適格消費者団体を目指す消費者ネットワークかがわと情報交換を行った。</p>	3/12 3/12 3/13 3/13 3/16 3/16 3/16 3/18 3/19 3/24 3/27	瀬戸内市消費 生活センター 赤磐市消費生 活センター 真庭市消費生 活センター 津山市消費生 活センター 笠岡市消費生 活センター 浅口市消費生 活センター 井原市消費生 活センター 総社市消費生 活センター 岡山市消費生 活センター 香川県危機管 理総局くらし 安全安心課 倉敷市消費生 活センター	事務局 2名	
--	---	--	--	--------	--

	④岡山県主催の消費生活相談員等レベルアップ講座(9/9, 11/11)に事務局 1 名が、消費者被害防止に向けた地域の見守りネットワークづくり研修会(11/19)に 4 名が参加した。	9/9 11/11 11/19	きらめきプラザ	事務局 3 名 会員 2 名	
	⑤弁護士会、司法書士会、県内消費生活センターの消費者問題情報交換会に事務局が参加した。	12/18	きらめきプラザ	事務局 1 名	

差止是正事業業務

定款の事業名	業務内容の詳細	実施日時	実施場所	従業者の人数	受益対象者の範囲 人数	支出額 (単位： 千円)
6. 不当な事業活動に対する差止請求その他のは是正を図る事業	①検討委員会を開催し、申入れ案件等の協議を進めた。	4/23、5/23 6/23、7/24 8/27、9/25 10/29、11/26 12/17、 2020、2/4、3/17	オルガ会議室	17 名	不特定 多数	支出 618
	②廃車買取サービス(株)ラグザス・クリエイト 2015/7/1～交渉。インターネット自動車買取サービス成約直後のキャンセルに対し、キャンセル料 3 万円を要求された。消契法 9 条 1 号(事業者の平均的な損害の額を超えるキャンセル料は	5/10	事務所	17 名		

無効)違反と判断し、改善を申し入れました。15年7月に申入書を送付後2度の問合せ回答なく、18/4/12に事前請求書を送付。その後2回交渉し19/3/11金額根拠資料の再提示があり3万円のキャンセル料は、平均的損害を超えないとの、根拠資料が届いた。5/10終了連絡文送付、終了。				
④オンライン語学学校(株)アンサンブルアンフランセ 2018/7/5～交渉。 フランス語学校の利用規約に消契法に抵触する部分があり、利用規約の改善の申入れと問合せを交渉した。 2018/11/19に指摘内容を反映した規約に改定したと回答があった。2019/3/15紛争時の管轄裁判所を千葉地方裁判所と定めている点について、オンラインで全国に消費者が存在することから消費者に一方的に不利な条項として改善申入れを行いましたが、この点は改善が得られなかった。千葉地裁での訴訟は費用が掛かるところから断念し、事案終了とした。	4/7、5/5 7/11、7/19 9/16	事務所	17名	
⑤ネットオークション(セカイモン)運営会社 ショップエアライン 2018/11/14～交渉 HP「真贋鑑定書があれば、全額返金サービス」の表示があるが、実際は真贋鑑定書を出す機関は存在せず実質使用できないサービスである点について申入れ。景表法5条(-)号優良誤認表示にあたると判断し、11/14に改善を申入れた。 実際は正式鑑定書がなくても返金対応をしている等の回	5/10、5/20 7/16、8/7	事務所	17名	

<p>答があった。</p> <p>5/10 さらに消費者に分かり易いHP表記への改善を申入れ、5/20 回答があり改善された。7/16 に HP 改善部分の書面送付を求め連絡文送付し、8/7 に改善後文書の提供を受けて終了とした。</p>				
<p>⑥ 県内 金融機関、関連信用保証会社 2019/1/16～継続中</p> <p>カードローン契約約款に相続開始による期限の利益喪失の条項が、民法規定を超えて消費者に一方的に不利益な条項と判断し、県内本店がある金融機関(吉備信用金庫、水島信用金庫、笠岡信用組合、備前信用金庫、中国銀行、トマト銀行、備北信用金庫、玉島信用金庫、日生信用金庫、津山信用金庫)に質問書を送り、契約書面の提供を受けた。</p> <p>契約書を検討した結果、7/1 独自ローン商品がある備前日生信用金庫(2月備前信金と日生信金が合併)・水島信用金庫・笠岡信用組合・吉備信用金庫に「契約条項の修正についての申入れ」を送付した。</p> <p>7/12 「契約約款改善申入れ」を7債務保証会社(ジャックス、オーラントコーポレーション、全国しんくみ保証、しんきん保証基金、アイフル㈱、信金ギャラント㈱・全日信販に対し行つた。約款改善連絡が届いた 9/13 ジャックス、2020/1/16 オーラントコーポレーション、2020/1/16 全国しんくみ保証、2020/3/20 しんきん保証基金は終了とした。</p>	<p>7/1、7/12 申入れ 9/13 ジャックス、 2020/1/16 オーラントコーポレーション、 2020/1/16 全国しんくみ保証、 2020/3/20 しんきん保証基金 終了。</p>	<p>事務所</p>	<p>17名</p>	

アイフル、信金ギャランティ、全日信販継続中。			
<p>⑦県内 自動車学校 2019/1/17～</p> <p>自動車学校の入校契約成立後の消費者都合による契約取消しの場合のキャンセル料が、事業者が被る平均的損害を超える疑いがあり(消契法第9条1号違反)、県内すべての自動車学校に質問書を送付した。</p> <p>県内の自動車学校(稻荷自動車教習所、岡山自動車学校、岡山自動車教習所、ダイワ自動車教習所、倉敷自動車学校、倉敷自動車教習所、クラボウドライビングスクール、新倉敷自動車学校、津山自動車学校、沼自動車学校、玉野自動車教習所、笠岡自動車学校、高梁自動車学校、新見自動車教習所、旭東自動車教習所、真庭自動車学校、勝英自動車学校、倉敷マスカット自動車学校、備前自動車岡山教習所、備前自動車備前教習所)に19.1/17に質問書を送付した。入手した契約書面をもとに、7/12 高梁自動車学校・新倉敷自動車学校、8/9に玉野自動車教習所、9/13沼自動車学校、津山自動車学校へさらに質問書を送付した。内容確認しそれぞれ11/20に終了連絡文を送付した。</p> <p>7/12(勝英自動車学校)に対し、申入れを実施したが回答がなく11/18 41条1項事前請求書を送付した。対して勝英自動車学校より2020/3/5「ご連絡文」が到着した。継続中。</p>	<p>7/12 8/9 9/13 11/18 11/20 2020/3/5</p>	事務所	17名

<p>⑧化粧品アルバニア販売 (株)New Worlds 2019/2/14～継続中</p> <p>H P記載「在庫売り尽くしセール」など実績のない価格の表示が景表法違反の有利誤認(5条二号)を招くこと、「返金不可」表示は消契法10条違反と判断し、2/14に2会社に質問書兼申入書を送付した。3/8両会社より申入れに対応したとの回答書が届いたが、(株)New Worldsは未修正Webページがあり、5/10再申入書を送付した。Meedasは、修正内容を確認し、5/10終了連絡文を送付した。</p> <p>New Worlds 継続中</p>	5/10	事務所	17名	
<p>⑨アサヒカルピスウェルネス(株) 2019/3/14～6/6</p> <p>「アサヒの健康通販」オンラインショップの利用規約で、事業者が一切責任を負わない内容の記載があり、消契法第8条1項違反と判断し3/14に改善を申入れた。4/23規約を改善する旨の連絡があり、5/10受領連絡文を送付、6/6に改善後の利用規約を書面で確認し、終了した。</p>	4/23、5/10 6/6 終了	事務所	17名	
<p>⑩「駿楽」新聞広告 (株)元気堂本舗 2019/3/14～継続中</p> <p>ひざの関節痛に効くと謳う機能性表示食品「駿楽」の新聞広告の「非変性II型コラーゲン」の効能表現が、景表法の優良誤認表示(5条一号)に該当すると判断し、効能表現根</p>	4/9、5/9 5/22、	事務所	17名	

<p>拠等を 3/15 に問合せた。根拠論文は、膝関節に問題のない健康な被験者による激しい運動による関節機能と関節痛の緩和に対する非変性 II 型コラーゲンの有効性評価であり、体格の良い 46 歳前後被験者実験のデータである。一方広告は 70 歳以上の膝に症状のある体験談が紹介されており、根拠論文と広告表現には差異がある。根拠論文の和訳提供を要請したところ 4/9 実際の論文和訳でなく雑誌の論文要約が届いた。5/9 再度要請を行ったが、5/22 同じ雑誌論文要約を根拠として広告を作成してかまわないとの認識であると回答が届く。対応継続中。</p>			
<p>⑪日本建築構造技術者協会 2019/9/13～11/20 事業者の資料申込用紙に「振込後の返金には、応じかねますのであらかじめご了承ください」と文言があり、資料在庫がなく発送できない場合も返金しないと読めるため、9/13 消契法 10 条違反であるとして改善申入れをし、9/27 改訂後の申込用紙が届いた。書面の改善確認をし、11/20 終了連絡文を送付した。</p>	<p>9/13、9/27 11/20</p>	<p>事務所</p>	<p>17 名</p>
<p>⑫(一社)リーガルファインディング 2019/11/14～継続中 訴訟などの事件解決の活動資金をインターネットを通じた資金募集を行うサービス運営法人。利用規約に「一切の責任を負いません」「一切の責任を負わないものとしま</p>	<p>11/14 2020/1/6</p>	<p>事務所</p>	<p>17 名</p>

<p>す」とだけ記載されたものが複数存在し、消費法 8 条違反で改善を申し入れた。1/6 に FAX で、利用規約を指摘通りに修正したとの連絡が届いた。継続中。</p>			
<p>⑬(株)インシップ 2019/7/12 申入書受取拒絶 /7/26 申入書再送受取拒絶 /11/19 事前請求書受取拒絶 2020/2/19 岡山地裁 提訴 ノコギリヤシエキス使用健康食品の新聞全面広告「中高年男性のすっきりしない悩みに」「夜中に何度も…」「外出が不安」に対し、景表法 5 条 1 号の優良誤認表示にあたるのではないかと申入れを行った。国立健康・栄養研究所のデータベースにはノコギリヤシエキスに頻尿を改善する効果がないことが示唆されている。申入書を 2 回、11/19 事前請求書を内容証明で郵送したが全て受取拒否を受けた。 2/19 岡山地裁に訴状を提出した。</p>	<p>7/12、7/26 11/19 2020/2/19 継続中</p>	<p>事務所</p>	<p>17 名</p>
<p>⑭(株) GRACE 2020/1/16～継続中 インターネットサイトで健康食品を販売、定期購入の解約・休止連絡方法を電話のみとしているが、解約を申し込みれたのに商品・請求書が送られてきた、電話が全くつ</p>	<p>1/16</p>	<p>継続中</p>	<p>17 名</p>

ながらないと情報提供があった。解約方法が電話のみ
なのは、消契法10条違反の疑いがあると考え、問合書
を送付している。

活動計算書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日

【経常収益】	
【受取会費】	
正会員受取会費	1,291,000
賛助会員受取会費	<u>24,000</u>
	1,315,000
【受取寄付金】	
受取寄付金	131,890
【受取助成金等】	
受取助成金	80,573
受取補助金	<u>700,000</u>
	780,573
【事業収益】	
受託事業収益	5,299,230
【その他収益】	
受取 利息	<u>51</u>
経常収益 計	7,526,744
【経常費用】	
【事業費】	
(人件費)	
給料 手当(事業)	3,229,337
通 勤 費(事業)	<u>121,737</u>
人件費計	<u>3,351,074</u>
(その他経費)	
諸 謝 金	876,051
印刷製本費(事業)	538,972
会 議 費(事業)	74,067
旅費交通費(事業)	320,190
通信運搬費(事業)	130,921
消耗品 費(事業)	43,785
新聞図書費(事業)	49,256
租税 公課(事業)	19,050
研 修 費	8,000
支払手数料(事業)	<u>1,975</u>
その他経費計	<u>2,062,267</u>
事業費 計	5,413,341
【管理費】	
(人件費)	
給料 手当	87,125
法定福利費	<u>530,203</u>
人件費計	<u>617,328</u>
(その他経費)	
印刷製本費	17,600
会 議 費	5,673
旅費交通費	1,140
通信運搬費	111,199
消耗品 費	120,780
地代 家賃	291,600
諸 謝 金	71,822
諸 会 費	3,000
租税 公課	900
支払手数料	<u>10,136</u>
その他経費計	<u>633,850</u>
管理費 計	1,251,178
経常費用 計	6,664,519
当期経常増減額	862,225
【経常外収益】	
経常外収益 計	0
【経常外費用】	
経常外費用 計	0
税引前当期正味財産増減額	862,225
法人税、住民税及び事業税	<u>71,000</u>
当期正味財産増減額	791,225
前期繰越正味財産額	5,457,094
次期繰越正味財産額	<u>6,248,319</u>

貸 借 対 照 表

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま
全事業所

[税込] (単位:円)
2020年 3月 31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金	71,296
普通 預金	<u>3,310,491</u>
現金・預金 計	<u>3,381,787</u>

(売上債権)

未 収 金	2,999,230
売上債権 計	<u>2,999,230</u>
流動資産合計	<u>6,381,017</u>

資産の部 合計

6,381,017

《負債の部》

【流動負債】

預 り 金	61,698
未払法人税等	<u>71,000</u>
流動負債 計	<u>132,698</u>

負債の部 合計

132,698

《正味財産の部》

【正味財産】

前期繰越正味財産額	5,457,094
当期正味財産増減額	<u>791,225</u>
正味財産 計	<u>6,248,319</u>
正味財産の部 合計	<u>6,248,319</u>
負債・正味財産合計	<u>6,381,017</u>

財務諸表の注記

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

2020年 3月31日 現在

【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

【会計方針の変更】

会計方針の変更はありません

全事業所合計		不特定多数の消費者の利益を図るための活動にかかる業務					差止請求関係	【税込】(単位:円)
科目	調査・研究・教 育・支援事業	提携事業	啓発事業	広報・出版・情 報提供	ネットワーク事 業	差止是正事業	合計	
(人件費)								
給料 手当(事業)	57,188	0	2,695,424	64,875	6,000	405,850	3,229,337	
通 勤 費(事業)	0	0	108,135	0	0	13,602	121,737	
人件費計	57,188	0	2,803,559	64,875	6,000	419,452	3,351,074	
(その他経費)								0
諸 費 金	0	0	858,051	0	18,000	0	876,051	
印刷製本費(事業)	12,956	0	346,016	144,880	9,600	25,520	538,972	
会 議 費(事業)	0	0	61,961	0	22,000	106	74,067	
旅費交通費(事業)	65,770	0	104,890	0	46,700	102,830	320,190	
通信運搬費(事業)	22,120	0	21,304	22,386	18,838	46,273	130,921	
消耗品 費(事業)	0	0	24,957	17,828	1,000	0	43,785	
新聞図書費(事業)	14,476	0	23,980	0	0	10,800	49,256	
租税 公課(事業)	0	0	6,050	0	0	13,000	19,050	
研 修 費	8,000	0	0	0	0	0	8,000	
支払手数料(事業)	152	0	863	0	0	960	1,975	
その他経費計	123,474	0	1,438,072	185,094	116,138	199,489	2,062,267	
合計	180,662	0	4,241,631	249,969	122,138	618,941	5,413,341	

消費者契約法29条2項3号に記載された、前2号に掲げる業務以外の業務の発生はありません。

財産目録

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま
全事業所

[税込] (単位:円)
2020年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金	71,296
本体现金	(71,296)
普通 預金	3,310,491
ゆうちょ銀行	(3,310,491)
現金・預金 計	3,381,787

(売上債権)

未 収 金	2,999,230
売上債権 計	2,999,230

流動資産合計

資産の部 合計

6,381,017

6,381,017

《負債の部》

【流動負債】

預り金

人件費源泉	61,698
未払法人税等	(61,698)
流動負債 計	71,000

負債の部 合計

132,698

132,698

正味財産

6,248,319

前事業年度の年間役員名簿

(平成31年4月1日から令和2年3月31日)

特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

No.	役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	就 任 期 間	報酬を受けた 期 間
1	理事長	河田 英正	[REDACTED]	31年4月1日 ～2年3月31日	報酬無し
2	副理事長	大山 知康	[REDACTED]	31年4月1日 ～2年3月31日	報酬無し
3	同	吉岡 伸一	[REDACTED]	31年4月1日 ～2年3月31日	報酬無し
4	事務局長	大賀 宗夫	[REDACTED]	31年4月1日 ～2年3月31日	報酬無し
5	理 事	赤澤 佳世子	[REDACTED]	31年4月1日 ～2年3月31日	報酬無し
6	同	赤澤 滉彦	[REDACTED]	31年4月1日 ～2年3月31日	報酬無し
7	同	安藤 勉明	[REDACTED]	31年4月1日 ～2年3月31日	報酬無し
8	理 事	佐藤 順一	[REDACTED]	31年4月1日 ～2年3月31日	報酬無し
9	理 事	佐野 廣子	[REDACTED]	31年4月1日 ～2年3月31日	報酬無し
10	同	中桐 達雄	[REDACTED]	31年4月1日 ～1年6月1日	報酬無し

No.	役職名	氏 名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
11	理事	平田 真也	[REDACTED]	1年6月1日 ～2年3月31日	報酬無し
12	同	溝口 初美	[REDACTED]	31年4月1日 ～1年6月1日	報酬無し
13	同	前田 俊英	[REDACTED]	1年6月1日 ～2年3月31日	報酬無し
14	同	宮本 紀子	[REDACTED]	31年4月1日 ～2年3月31日	報酬無し
15	同	三好 英宏	[REDACTED]	31年4月1日 ～2年3月31日	報酬無し
16	監事	小田 敬美	[REDACTED]	31年4月1日 ～2年3月31日	報酬無し
17	同	桐山 岳人	[REDACTED]	31年4月1日 ～2年3月31日	報酬無し
18	同	上甲 啓一	[REDACTED]	31年4月1日 ～2年3月31日	報酬無し